

京都市職員安全衛生規則の一部を改正する規則を公布する。

平成23年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第107号

京都市職員安全衛生規則の一部を改正する規則

京都市職員安全衛生規則の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「第46条第3項を除き,」を削る。

第35条中「行財政局人事部厚生課」を「行財政局人事部給与安全衛生課」に改める。

第46条第3項中「(芸術大学, 看護短期大学及び京都市立病院にあつては, それぞれ事務局長, 事務長及び副院長 (副院長が2人置かれる場合は, 院長が指定した副院長))」及び「(芸術大学にあつては事務局長, 看護短期大学にあつては事務長)」を削る。

附 則

この規則は, 平成23年4月1日から施行する。

(行財政局人事部厚生課)